指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

料　　金　　表

１ 指定訪問リハビリテーション（地区別単価　５級地）１日につき

サ　ー　ビ　ス　の　内　容	費用の総額	利用者負担		
		１割	２割	３割
訪問リハビリテーション費（１回２０分につき）	３，２３８円	３２４円	６４８円	９７２円
訪問リハビリ短期集中加算（週２回以上・１日２０分以上）	２，１１０円	２１１円	４２２円	６３３円
リハビリテーションマネジメント加算(A)(イ)（月に１回）	１，８９９円	１９０円	３８０円	５７０円
リハビリテーションマネジメント加算(A)(ロ)（月に１回）	２，２４７円	２２５円	４５０円	６７５円
リハビリテーションマネジメント加算(B)(イ)（月に１回）	４，７４７円	４７５円	９５０円	１，４２５円
リハビリテーションマネジメント加算(B)(ロ)（月に１回）	５，０９５円	５１０円	１，０１９円	１，５２９円
移行支援加算　（１日につき）	１７９円	１８円	３６円	５４円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１回につき）	６３円	７円	１３円	１９円

※訪問リハビリ短期集中加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院（所）した日、又は要介護認定を受けた日から起算して３月以内の期間に行われた場合

※リハビリテーションマネジメント加算（A）（イ）とは、リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算（A）（ロ）とは、（イ）の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

※リハビリテーションマネジメント加算（B）（イ）とは、リハビリテーション会議を開催し、医師がリハビリテーション計画等について説明を行った場合

※リハビリテーションマネジメント加算（B）（ロ）とは、リハビリテーションマネジメント加算（B）（イ）に適合し、訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、データ収集システム（CHASE・VISIT）を用いて厚生労働省に提出している場合

２　介護予防訪問リハビリテーション（地区別単価　５級地）１日につき

サ　ー　ビ　ス　の　内　容	費用の総額	利用者負担		
		１割	２割	３割
介護予防訪問リハビリテーション費 （１回２０分につき）	３，２３８円	３２４円	６４８円	９７２円
介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算 （週２回以上・１日２０分以上）	２，１１０円	２１１円	４２２円	６３３円
事業所評価加算　（月に１回）	１，２６６円	１２７円	２８６円	３８０円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１回につき）	６３円	７円	１３円	１９円

※介護予防訪問リハビリ短期集中リハ加算とは、病院や診療所又は介護保険施設から退院（所）した日、又は要支援認定を受けた日から起算して３月以内の期間に行われた場合

３　その他の利用料（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション共通）

交通費　（通常の事業実施地域を越えた地点より）

区分（片道の距離）	交通費	区分（片道の距離）	交通費
２．０ｋｍ未満	１００円	４．０ｋｍ以上５．０ｋｍ未満	２５０円
２．０ｋｍ以上３．０ｋｍ未満	１５０円	５．０ｋｍ以上６．０ｋｍ未満	３００円
３．０ｋｍ以上４．０ｋｍ未満	２００円	６．０ｋｍ以上７．０ｋｍ未満	３５０円
以下１ｋｍ増すごとに５０円を加算			